

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日までの期間及び 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の A 法人における厚生年金保険被保険者資格の取得日を 56 年 4 月 1 日に、喪失日を 57 年 4 月 1 日に訂正し、標準報酬月額を 56 年 4 月は 13 万 4,000 円、57 年 3 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日まで
② 昭和 57 年 3 月 31 日から 59 年 5 月 31 日まで

昭和 56 年 4 月に A 法人に就職し、歯科衛生士として 3 年間勤務していたと記憶しているが、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険の加入記録は、56 年 5 月 10 日から 57 年 3 月 31 日までの 10 か月間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）、退職所得の受給に関する申告書及び賃金台帳から、申立人が申立期間①及び申立期間②の一部（昭和 57 年 3 月 31 日）において同事業所に勤務していたと認められる。

また、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人は昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる上、同事業所は、厚生年金保険料は当月控除であったと回答していることから、申立期間のうち、56 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日までの期間及び 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び申

立期間②の一部（昭和 57 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで）の標準報酬月額を、56 年 4 月は 13 万 4,000 円、57 年 3 月は 14 万 2,000 円とすることが必要である。

また、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」並びに「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主は申立人の被保険者資格の取得日を昭和 56 年 5 月 10 日、喪失日を 57 年 3 月 31 日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 56 年 4 月及び 57 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 31 日までについては、申立てに係る事業所が保管する退職所得の受給に関する申告書及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）には、申立人の退職（離職）年月日は「昭和 57 年 3 月 31 日」と記載されており、申立人が勤務していたことを確認できない。

また、昭和 57 年 3 月 31 日に申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚（一人）は、「申立人は私と一緒に事業所を退職しようと言ったので、二人で事業主に退職願いを申し出た記憶がある。」旨証言している。

さらに、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 31 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における同資格の喪失日は、同年7月10日であったと認められることから、申立人に係る同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月16日から同年7月10日まで

昭和18年6月6日からA社B事業所C工場に工員（途中からD学校指導補助員）として勤務していたが、19年3月16日に同社B事業所E工場に転勤し、ここでも工場に併設されていたD学校の指導補助員として勤務した。その後、同年7月に軍に召集されるまでの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所E工場における勤務状況に係る証言内容に信憑性^{しんびょうせい}が認められること、軍人恩給の裁定に係る履歴書に入隊記録が記載されていること及び申立期間が同一企業内の転勤に伴い生じたものであることから、申立人は、昭和19年3月16日から同年7月9日まで同工場に勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所（当時）には、A社B事業所E工場に係る被保険者名簿は焼失等により現存しないが、「厚生年金保険被保険者台帳喪失者索引名簿」に同事業所に係る被保険者が記載されていることから、同事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが推認できる。

さらに、昭和57年2月ころ社会保険事務所が事業所の資料を基に復元し、平成7年3月ころ50音順に整理したとする「A社B事業所厚生年金記号番号払出簿氏名索引」は完全なものではなく、申立人の記録は復元の際に欠落し

たものと推認することが妥当である。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀を経た今日において、保険者も不完全な資料しか有していない状況の下で、その原因が申立人又は事業主のいずれにあるのかを特定させることは不可能であり、申立人及び事業主にこれによる不利益を負担させるのは相当でないと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 3 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 7 月 10 日とすることが必要である。

また、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは 1 万円として計算するとされている厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、申立期間の標準報酬月額は、1 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に、取得日に係る記録を54年1月5日に訂正し、標準報酬月額を、申立期間①は11万円、申立期間②は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和54年1月5日から同年4月1日まで

昭和51年4月1日にCグループの会社に就職し、56年12月31日まで会社間の異動はあったが、継続してグループ会社に勤務していた。それにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及び同社の子会社であるD社の元事業主並びに申立人の同僚（複数）の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年7月にA社本社からD社に異動、54年1月に同社からA社E店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、D社は、昭和53年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、A社の元従業員（二人）は、「D社の給与等は親会社であるA社から支給されていた。」と証言し、D社の元事業主は、「申立期間に係る社会保険については、本社で加入しているはずである。」と証言しており、申立人は、本来、申立期間①について、A社において被保険者となるべきものである。

さらに、オンライン記録によると、A社E店は、厚生年金保険の適用事業

所となっていないことが確認できる上、A社の元事業主は、「A社E店の社会保険事務は本社で行っており、出向や転勤により被保険者資格を喪失するはずはない。」と証言しており、申立人は、本来、申立期間②についてもA社において被保険者となるべきものである。

また、標準報酬月額については、申立人に係るA社における社会保険事務所（当時）の記録（昭和53年5月の標準報酬月額）から、申立期間①を11万円、申立人に係るA社における社会保険事務所の記録（昭和54年4月の標準報酬月額）から、申立期間②を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和41年8月16日、資格喪失日が43年6月16日とされ、この期間のうち、41年8月16日から43年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格取得日を41年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41年8月及び同年9月は2万円、同年10月から42年5月までは2万2,000円、同年6月から同年9月までは3万円、同年10月から43年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 16 日から 43 年 4 月 1 日まで

A社に入社してC事業所で研修を受けた後、昭和41年8月に同社B事業所に異動となり、43年6月まで同事業所に勤務した。それにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者期間は昭和41年8月16日から43年6月16日までとなっており、同期間のうち、41年8月16日から43年4月1日までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、雇用保険の加入記録及び事業主から提出された人事記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所の給与計算担当者（当時）は、「申立人が退職した後

に入社した総務担当者（当時）が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届を提出していないことに気が付き、事業主（当時）に相談の上、さかのぼって訂正した取得届を提出した。申立期間においても厚生年金保険料を給与から控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人と同年代の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間の標準報酬月額を昭和41年8月及び同年9月は2万円、同年10月から42年5月までは2万2,000円、同年6月から同年9月までは3万円、同年10月から43年3月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、同保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
昭和46年3月1日付けで、A社B事業所から同社C事業所に転勤した。両事業所では正社員として人事や経理業務に従事していた。44年4月1日から52年2月28日まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、A社が発行した在籍証明書及び厚生年金保険料控除証明書並びに申立人の同僚（当時）の証言から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和46年1月の標準報酬月額）から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明であると回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。) 、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの期間及び52年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで
② 昭和52年1月から同年12月まで

昭和45年ころから喫茶店を経営しており、店に集金に来ていた町内会の役員に国民年金保険料を妻と一緒に納付していた。また、52年3月からスナックを経営しており、昭和53年度の確定申告において52年に支払った夫婦の国民年金保険料を申告した記憶があるので、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料については、妻の親が納付したとする昭和46年1月及び同年2月の保険料を除き、未納となっており、妻と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付した期間、納付金額、納付方法等）についての記憶が定かでない上、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、未納となっていた申立期間①の一部（昭和46年1月から同年3月まで）の国民年金保険料について納付勧奨が行われたと認められる。

さらに、申立期間は計39か月と長く、申立期間以外にも国民年金保険料が納付されていない期間が複数回認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 780

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの期間及び52年1月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで
② 昭和52年1月から54年3月まで

昭和45年ころから喫茶店を経営しており、店に集金に来ていた町内会の役員に国民年金保険料を夫と一緒に納付していた。また、52年3月からスナックを経営しており、昭和53年度の確定申告において52年に支払った夫婦の国民年金保険料を申告した記憶があるので、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る申立期間の国民年金保険料については、昭和56年1月に過年度保険料として納付されている53年4月から54年3月までの保険料を除き、未納となっており、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付した期間、納付金額、納付方法等）についての記憶が定かでない上、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、未納となっていた申立期間②の一部（昭和52年1月から同年3月まで）の国民年金保険料について納付勧奨が行われたと認められる。

さらに、申立期間は計52か月と長く、申立期間以外にも国民年金保険料が納付されていない期間が複数回認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から47年6月まで

昭和49年3月に市役所に婚姻届を提出した際に、国民年金への加入を勧められたので、その月のうちに夫と共に国民年金の加入手続を行い、46年5月から49年3月までの国民年金保険料をまとめて納付した。それにもかかわらず申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年5月ころに夫婦連番で払い出されており、申立人は、同人が結婚した49年3月ころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和46年5月から同年12月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直後の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料をその夫と共に49年9月に過年度納付していることが確認でき、46年5月から49年3月までの国民年金保険料をまとめて納付したとする申立内容は不自然である上、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付した期間、納付金額等）に係る申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から同年 6 月まで

昭和 49 年 3 月に市役所に婚姻届を提出した際に、国民年金への加入を勧められたので、その月のうちに妻と共に国民年金の加入手続を行い、47 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。それにもかかわらず申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 5 月ころに夫婦連番で払い出されており、申立人は、同人が結婚した 49 年 3 月ころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものと考えられる。

しかしながら、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直後の昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料をその妻と共に 49 年 9 月に過年度納付していることが確認でき、47 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付したとする申立内容は不自然である上、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況（納付した期間、納付金額等）に係る申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 783

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から54年3月まで

これまで厚生年金保険と国民年金との切替手続をきちんと行ってきた。国民年金保険料の納付についても遅れることはあっても納付してきたはずであり、申立期間について約2年間も加入記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和57年改正前の国民年金法においては、日本国籍を有しない者は、国民年金の被保険者資格を取得できないこととされており、59年2月に日本国籍を取得した申立人は、申立期間当時、制度上、被保険者資格を取得できなかったものである。

実際に、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が日本国籍を取得した時点より後の昭和60年2月に夫婦連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月28日から22年8月1日まで
昭和21年10月28日にA社B事業所から同社本社に転勤した。給料その他について従来と何ら変わりなく同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所に在籍していた昭和21年春ころから、同事業所が保有する資材を戦後の賠償に充てるための書類を作成する業務を行うようになり、同年10月に同社本社（C部）に転勤し、引き続きその業務に従事したと述べている。D社（A社から社名変更）の社史から、A社B事業所は昭和21年1月にEに指定されたことが確認でき、申立人の主張は当時の時代背景とおおむね一致するものと考えられ、申立人は、同社本社で継続して勤務していたものと推認できる。

しかしながら、申立人は厚生年金保険の加入、保険料控除についての記憶が無い上、C部に所属していたとする同僚（既に死亡）は、申立人と同様に、A社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和21年10月28日に喪失し、同社本社における被保険者資格を22年8月1日に再取得していることが確認でき、申立人に申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは、明らかに不自然とまでは言えない。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月から 56 年 3 月まで A 市立幼稚園の臨時職員として勤務していたが、A 市立 B 幼稚園に代用教諭として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市立 B 幼稚園を管理する A 市教育委員会が保管する臨時職員台帳から、申立人は申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 7 日から同年 5 月 5 日までの期間、同月 16 日から同年 6 月 30 日までの期間、同年 7 月 1 日から同月 15 日までの期間、同月 16 日から同月 19 日までの期間、同年 9 月 1 日から同月 15 日までの期間、同月 16 日から同年 10 月 31 日までの期間、同年 11 月 1 日から同月 15 日までの期間、同月 16 日から同年 12 月 15 日までの期間、同月 16 日から同月 24 日までの期間、53 年 1 月 9 日から同年 2 月 28 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同月 25 日までの期間において、同事業所に病気休職者の代員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 市教育委員会は、「申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る届出や保険料の控除を行ったか否かについては不明であるが、申立期間は病気休職者の代員としての雇用であり、病気休職者の診断書に基づいた短期間の雇用の繰り返しとなっていることから、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。一方、申立人には、厚生年金保険の加入記録が確認できる期間があるが、同期間は、育児休業者や出産休暇者の代員及び事務補助員として雇用されたものであり、採用時から雇用期間がほぼ確定しているため、厚生年金保険に加入させたものと推測できる。」と回答している。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1077 (事案 794 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から30年8月14日まで
申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであるが、受け取った覚えはないので、記録訂正を申し立てたが認められなかった。当時の同僚で同じころに退職した人は脱退手当金を支給されておらず、私も支給されているはずはないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後に支給決定されている、ii) 脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない、iii) 申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、脱退手当金を請求することに不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人と同様に通算年金制度の創設前に退職し脱退手当金を受給していない同僚がいることを新たな事情として主張しているが、その同僚が脱退手当金を受給していないことに不自然さはなく、このことは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 20 日から 49 年 2 月 10 日まで
申立期間において、A社の社屋に住み込みで測量業務に従事していた。その間、同事業所で加入した健康保険を利用して近所の医院で受診したことがあり、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

住民票の附票から、申立人が申立期間において、A社の所在地に居住していたことが確認できること、及び同社の従業員（当時）の証言から、申立人が同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、閉鎖登記簿の保存年限を経過していることから、当時の役員を特定することができない上、申立人が記憶している同僚のうち、経理担当者は既に死亡しており、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた従業員は、「申立人は、会社の中でただ一人、測量の業務に従事していた。」と証言しており、申立人は他の従業員と業務内容が異なっていたものと推認でき、雇用形態等が明らかでない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。